### 豊中ブランド戦略 第2期総括及び(仮称)第3期豊中ブランド戦略策定業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

豊中ブランド戦略 第2期総括及び(仮称)第3期豊中ブランド戦略策定業務

# 2. 業務の目的

本市では、住まいや働く場所など、人々のさまざまな暮らしの舞台として本市が選ばれ、支持され続けるため、令和2年4月から、第2期豊中ブランド戦略に基づく具体的な取組みを進めている。令和5年度は、第2期計画期間(令和2年度~令和5年度)の最終年度となる。本業務は、第2期豊中ブランド戦略の総括と課題の抽出を踏まえ、(仮称)第3期豊中ブランド戦略策定に向けた調査や提案等必要な支援業務の実施を目的とする。

# 3. 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで

#### 4. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務 打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状 況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

#### 5. 委託業務内容

# (1) 第2期豊中ブランド戦略の総括

第2期豊中ブランド戦略の取組みを総括し、課題を抽出。(仮称)第3期豊中ブランド戦略へ反映させる。

#### (2) (仮称)第3期豊中ブランド戦略に向けた調査と分析

第2期豊中ブランド戦略策定時の調査(「第2期豊中ブランド戦略」参照)をベースとしながら、計画の総括を行うため、取組みの評価が図れる内容を含めるとともに、時代の変化を読み取るための調査項目や方法、規模等を提案によって定める。また、前回調査より回収率・回答者数をあげるための工夫を施す。

項目	対象	備考	前回調査 (参考)
アンケート	①市民	アンケート内容(案)は受託	①18歳以上の市民より無
	②事業者	者が作成。	作為抽出で2,000人。回収
	③近隣市民	①委託者が持っているデータ	率30.6%。
		から無作為抽出することも可	②不動産の業界団体に加
		能。	盟している豊中市内で不
		③各市へのアンケート調査数	動産業を営む事業者。回
		は均一にすること。また、本	答者数16事業者。

		市の魅力に関する質問内容を	市内に立地する事業所
		含めること。	1,000件抽出。回収率
			16.1%。
ヒアリング	市民団体等	ヒアリング内容(案)は受託	子育て支援活動団体、転
		者が作成。	勤世帯の交流支援に取り
		ヒアリングシートへの記入方	組む団体、まち歩き・歴
		式でも可。	史紹介・宿泊等に取り組
			む団体、魅力アップ助成
			金活用団体。回答者数13
			人。
他都市事	・周辺市・中核市で同	周辺市とは北摂地域や大阪府	
例、参考デ	様の戦略・計画等の評	内の政令指定都市のこと。	
ータ調査	価方法や見直しの実施		
	によってどのような課		
	題を抽出し、解決して		
	いるのかなど		
	・都市の魅力ランキン		
	グやその考察など		

※調査結果の分析にあたっては、今後の豊中市における展望を視野に入れ分析を行うこと。

#### (3)審議会運営支援

市が設ける審議会に出席し、以下の会議運営支援を行うこと。令和5年度は、3回開催予定 (6月、10月、12月)。

- ① 審議会当日に使用する資料作成
- ② 審議会や事務局から要求があった資料等の収集、整理及び作成
- ③ 審議会の運営や議論に効果的な情報の提供や助言
- ④ 審議会や打合せなどの議事録作成(校正作業含む)

#### (4) 事務局ミーティングへの参加

本業務の進め方や進捗状況、審議会運営方法など、委託者と連携し情報共有を図るため、 受託者と委託者で定期的なミーティング(6回程度)を行う(記録作成含む)。

### (5) (仮称) 第3期豊中ブランド戦略の策定

豊中市第4次総合計画と連動させながら、これまでの成果や上記(1)~(4)を踏まえ、本市の都市ブランドを確立し、高めていくための取組みの方向性や具体的・実践的な事業展開の方策などを示した「(仮称)第3期豊中ブランド戦略」を作成する。内容は、これまでの基本的な考え方を活かしながら、豊中市の現状や取り巻く情勢を新たに明記し、具体的な展開(取組み、リーディング事業)、戦略、進捗管理手法などを、具体的に記載すること。

#### (6) その他

- ・豊中市が業務を遂行するにあたり指示する事項。
- ・上記(2)の各調査結果及び分析を含めた資料は、8月末までに提出すること。

#### 6. 受託者の義務

受託者は、業務の意図及び目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するよう努めるものとする。

# 7. 業務に要する消耗品等の経費

受託者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。

### 8. 関係機関等への手続き等

業務遂行のために必要な関係機関に対する諸手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとする。また、関係機関との協議を必要とするとき及び協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容については委託者に報告しなければならない。

### 9. 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

### 10. 実施体制

受託者は、本業務を担当する総括責任者及び従事者を指定し、委託者と連絡を密にして業務を行うこと。業務の進捗状況については、委託者の指示により適宜報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とすること。

#### 11. 資料等の貸与及び返還

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、委託者が所有 し業務に利用できる資料は、委託者が受託者に貸与する。この場合、貸与を受けた資料について は、その一覧を作成のうえ委託者に提出し、本業務完了後速やかに返還するものとする。

### 12. 成果品等

上記5の委託業務内容に関する成果品等を以下の内容で期限迄に提出すること。

	成果品等の提出物	提出 部数	提出期日	備考
1	アンケート・ヒアリング調査結果資料	10	令和5年8月末	紙媒体及び電子媒体
2	審議会運営にかかる資料及び会議録	25	その都度	紙媒体及び電子媒体
3	第2期戦略の総括と課題についての資料	10	令和5年8月	紙媒体及び電子媒体
4	(仮称)第3期豊中ブランド戦略	1	令和6年3月	電子媒体

※概要版の仕様:A3二つ折り、4ページ程度、ニューエイジ110kg、カラー

※成果品は、ワード、エクセル、パワーポイント等、紙ベースと加工可能な電子データ (CD-R

等)で納品すること。なお、紙ベースの提出部数はその都度調整する。

# 13. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出するものとする。

- (1)業務の着手時
  - ①着手届
  - ②総括責任者届
  - ③体制表
  - ④業務実施工程
  - ⑤業務計画書
  - ⑥その他市が指定する書類
- (2)業務の完了時
  - ①業務完了届
  - ②その他市が指定する書類

# 14. 成果品の帰属

業務の実施に際して入手・利用した情報等は整理したうえで、委託者に提供するとともに、成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

### 15.業務引継ぎ

受託者は委託業務履行期間満了前に委託者又は委託者の指定する者に、業務内容及びノウハウの引継ぎを行うものとする。

#### 16. 検査及び引渡し

受託者は、業務完了後、速やかに成果品と業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

### 17. 手直し

業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良が発見された場合には、速やかに 訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

### 18. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約の終了又は解除後においても同様とする。

# 19. 不当介入に対する報告、届出等

受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領(平成 24 年 2 月 1 日制定)」の定めるところによって、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市(当該契約を所管する所属長)への報告及び管轄警察署への届出(以下「報告・届出」という。)を行わなければならない。

報告・届出は、不当介入報告・届出書(別に定める様式)によって、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。報告・届出を怠った場合は、当該受託者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

### 20. その他

単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務に係る履行について第 三者に委託し又は請け負わせてはならない。

本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。